

## 『女性の品格』の著者と「男女共同参画社会」

池 木 清

### はじめに

トーハンや日版の調べによると、2007年のベストセラー総合トップに輝いたのは、坂東眞理子氏の『女性の品格』であった。既に300万部を超える大ベストセラーになっているから、これが彼女の本との初めての出会いという人もかなりの割合にいると思うが、実は、彼女にはそれまでに多数(たぶん30以上)の著書(旧姓の菅原名義のものが多い)があり、筆者はそのほとんどを贈っていただいた関係もあって読んできた。

およそ30年前に主婦の友社から出版された処女作『女性は挑戦する』など、現在でも立派に通用する女性論で、出版社に復刻版を出せば売れるよとアドバイスしてあげたいぐらいのものであるが、その先見性の故か、あるいは、当時の彼女の肩書きが現在とは比較にならぬものだったせいも、たぶんその両方であろうが、さほど売れたとは聞いていない。

その頃、彼女が編集者が誰かに言われた話として「時代より一歩進んでいる本は売れない。せいぜい半歩がいいところだそうよ。」と聞いた記憶がある。当時は「一歩進んでいた」本が、30年の経過で「半歩進んでいる」程度になったし、著者の経歴や肩書きは申し分のないものになったのだから、今なら絶対に売れると思うわけである。

さて、それはさておき、本稿では、『女性の品格』で初めてその著者の存在を知った人たちには、一見無関係のように思われる、彼女と「男女共同参画社会」との深いかわりについて、そのアウトラインを明らかにしたい。

### 1975年の「国際婦人年」の秋に

坂東眞理子氏が、富山県出身で、東京大学を卒業して、1969年に旧総理府に入った官僚であったことは、『女性の品格』の著者紹介にもあるから、今では、周知のことと思われる。

総理府では、広報室勤務を経て、青少年対策本部に移り、この時期に出産もしているし、係長にもなっている。たまたま、筆者が1974年の夏に旧文部省から当時の総理府青少年対策本部に、企画調整担当の参事官補佐として出向すると、隣の調査担当の参事官補佐の下に係長としての彼女がいた。

企画調整担当は、青少年白書の執筆・編集と青少年問題審議会の事務局役が主たる担当であったが、白書は何百ページという膨大なものを毎年出すので、企画調整担当のメンバーだけでは手薄であり、他の担当ではあったが、彼女にも白書作成チームの一員として協力してもらった。とにかく執筆スピードが早く、当時は原稿用紙に手書きで書いていたわけだが、200字100枚ぐらいの原稿を2、3日のうちに仕上げってくれるので、実務上のチーム・リーダーであった筆者としては大いに助かったことを覚えている。

1975年の「国際婦人年」には、年頭に「国際婦人年にあたって」と題する内閣総理大臣

メッセージが出されたり、国会では「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」が、6月に衆・参両院で採択されるなど、国としての動きはあったが、マスクミが大きく取り上げ、一般国民の関心を呼び覚ましたのは、133カ国の政府代表を集めて、メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議であった。これは、6月から7月にかけて開催され、国際婦人年の目標達成のため、今後10年間にわたる行動の指針となる「世界行動計画」を採択した。

彼女も、これらの新聞報道は当然見ていただろうが、まだ、この時期には、それが自らの仕事に関わってくるとは思い及ばなかったに違いない。盛夏の頃は、先に述べた青少年白書をしっかり書いてくれていたのである。

しかし、秋口になって、筆者は青少年対策本部の総務担当参事官(人事も担当している)に呼ばれて、青少年白書の原稿の進捗状況について尋ねられ、更に具体的に坂東さんが執筆を担当している部分について問われた。筆者がほぼ終わっていると答えたら、安堵した様子で、実は彼女を異動させる話が来ていると告げられた。

国際婦人年に関連する仕事は、それまで政府の中では当時の労働省婦人少年局が担当していたのだが、新たに総理府に担当部署を設けることになり、彼女がそこへの異動要員としてリストアップされたわけである。

中央官庁の組織は、公式には法令に基いて設置されるのであるが、このときのやり方は、かなり略式のもので、1975年9月23日付けの閣議決定で総理府に「婦人問題企画推進本部」(本部長は総理大臣)を置くこととされ、また、同日、総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」を置くことが閣議口頭了解された。そして、これらの事務局の役目をする総理府婦人問題担当室も同日発足した。

と言っても、室長を兼ねる担当参事官以下事務補佐員まで入れても7名の超ミニの組織で、室長を直接に補佐する4人のうちの1人に彼女が配置されたのである。

この婦人問題担当室は、当初、国際婦人年が過ぎて、その残務整理も終われば、解散するとの考えが政府部内にはかなり強くあったようだが、1975年暮れの国連総会で、国際婦人年に続く10年間を「国連婦人の10年」と設定し、「国際婦人年」の運動を更に継続することを決めたことなどもあり、政令等には位置づけられないままではあるが、事実上存続した。この存続か解散かをめぐるせめぎあいは、官庁内部のことなので、ほとんど報道もされなかったが、大きな岐路だったと思われる。

中央官庁に、たとえ小さなものでも、新しい組織ができ、それが臨時的なものではなく、継続して仕事を続ける恒久的なものになるということには、大きな意味があって、その仕事が全国に広がるのである。

婦人問題担当室の場合も、それまで都道府県レベルでは、ほとんど、そのような仕事を扱う部署がなかったのであるが、この室の呼びかけた会議に出席したり、この室から来た文書に回答するためにも、まず専門の担当者が必要になり、それが専門の係に発展し、やがてはもっと大きな組織へともつながっていく。

そして、都道府県で、女性の問題を扱う組織ができれば、それが、全く同様の経過をたどって、市町村に波及する。もちろん、市町村の場合は、大小さまざまなので、多くの場合は大きな市などが先行するが、やがては全国の市町村へと広がる。市町村は、直接住民に「国際婦人年」や「国連婦人の10年」の趣旨に基いた啓発などを行い、広く国民全般に浸透するといった順序である。

もちろん、そこに至るまでには、若干の年月を要するが、法律などなくても(男女共同参画社会基本法ができるのは実に1999年のことである)、中央官庁にある組織を新設すること自体が、国のその問題に対する姿勢を示しており、波及効果は大きい。

### 初の政府版婦人白書

さて、話を坂東眞理子氏に戻そう。彼女ができたばかりの婦人問題担当室で何をしたか。もちろん、細かいことはいろいろいただろうが、当時のマスコミからも大いに注目された大きな仕事は『婦人の現状と施策(国内行動計画第1回報告書)』の執筆とりまとめである。新聞は、この報告書を「初の婦人白書」と報じるものが多かった。(なお、この節の表題に「政府版」と付けているのは、その当時『婦人白書』と題する民間団体の出版物が既に存在したからである。)

「国内行動計画第1回報告書」とあるのは、で記した1975年夏の国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」を、どう日本国内で具現化していくのかについて、同年秋の国内関係機構発足以来、民間有識者の集まりである「婦人問題企画推進会議」などで1年ほど議論が重ねられ、それらの意見を取り入れて、1977年1月に政府の「婦人問題企画推進本部」が「国内行動計画」を策定していたから、それに基づく報告書という意味である。具体的には「国内行動計画」の末尾の「計画の推進」の項で、「計画の実施状況についての定期的な評価、報告を」行なうとしていることを受けた形で、これがとりまとめられ、1978年の正月早々の1月9日に公表されている。

この報告書は、数ページの「序章 国際婦人年と日本の動き」に続いて、約200ページの「第1部 婦人の現状」と約100ページの「第2部 婦人関係施策の現状」そして約50ページの「参考資料」からなっている<sup>(1)</sup>が、第2部こそ、それぞれの施策を担当する関係省庁の担当者によって書かれているけれども、それ以外のほとんどは彼女が一人で原案を執筆したものである。もちろん、公の文書であるから、上司が手を入れたり、他省庁との意見調整のプロセスで妥協点を見出して、修正したり(政府の白書を作成する場合、これに大変な時間と労力を必要とし、執筆するよりも苦勞が多い)で、彼女のオリジナルがどの程度生かされているかは、もちろん本人に聞いてみなければ分からない。

彼女がこの執筆とりまとめに当たっていた1977年は、筆者も総理府青少年対策本部にそのまま勤務していたので、同じ建物の中であるから、しばしば相談を受けた。何しろ、政府の婦人白書の作成は全く初めてのことであるから、前例とすべき文書がないわけで、担当者としてはやりがいもあるが、難しくもある。結局、彼女自身もタッチしたことのあ

る『青少年白書』が、その構成等を考える上では重要なヒントになったと思われる。

相談を受ける過程で、筆者自身が強く勧めたのは、表や図を提示するにあたって、『婦人白書』なのだから、女性を中心に、すなわち、表記を「女」「男」の順にすることであった。

白書では、実態を記述するために、その裏づけとなる調査・統計資料をふんだんに使用するが、元の資料は、もちろん「男」「女」の順に表記されている。まだ、役所でワープロやパソコンが用いられていない当時であるから、この順を入れ替えた原稿を作成するには、コピーしたものを一々切り張りするなど余計な手間ひまがかかる。

しかし、このことは決してむだではなかった。いざ、第1回婦人白書が公表されると、その内容の新鮮さももちろんあったと思うが、この表記順がマスコミ各社の記者たちを驚かせ、大きな反響を呼んで、担当官も一躍「時の人」となった。

### 処女作『女性は挑戦する』

『女性は挑戦する』という題名の書物が坂東真理子氏の処女出版である。主婦の友社から1978年7月10日の発行。著者の名義は「菅原真理子」。彼女は既に結婚して、総理府では「坂東」姓だったけれども(当時役所で旧姓使用を認める制度などももちろんなかった)、生来の姓に対する愛着や、私人としての著作であることを明らかにする意味などもあったのではないかと思われる。

それより前に、堺屋太一氏がまだ現役の通産官僚だった時代に『油断!』を書いた。もちろん、これはペンネームで、肩書きも個人を特定されるような表記をしなかった。彼女も、これに習ったと見えて、「現在、中央官庁専門官」と表記しているが、当時の若々しい顔写真が掲載されているし、「婦人白書」の作成に携わる、と書かれているから、少しでもその辺りのことを知る者には、容易に誰であるかの推測はついた。

作家などを研究する場合にも、しばしばその処女作は重要な意味を持つが、坂東真理子氏の場合も、この処女作のしかも「まえがき」に、その基本的な考え方がよく表れている。まず、彼女は著述の動機を次のように書いている。

「私が本書を書こうとした動機は、女性、特に若い女性の未来には豊かな可能性が開けているにもかかわらず、そのことが十分認識されていないのは残念なことだと、かねがね思っていたからである。日本の社会も経済も大きく変化しているのに、一時代ずれた女性観や結婚観、家庭観で自分をがんじがらめにしている女性や、十分な展望を持たないで主婦・母親となって、三十代も半ばになってから迷い、後悔している女性が少なくない。」

要するに、当時の若い女性には豊かな可能性が開けているのに、それを認識しないで、自ら可能性を閉ざしている女性が多いので、この本で覚醒させようというわけである。

そして、彼女は、それ以前から一部の人たちによってとられ、現在でも相変わらず存在している「女性差別告発的」なスタンスとは明確に一線を画している。すなわち、「女性にとって、まだまだ不平等が残っているとは言っても、それは若い女性に人生の選択の余地を与えないような、がんじがらめの厳しいものではないのに、およそスケールの小さな進

路しか考えない女性が多いのはなぜだろうか。」と書く。

二つの引用文のいずれにも「がんじがらめ」という言葉が出てくるが、女性を「がんじがらめ」にしているのは、女性自身の意識であって、社会ではないとの認識である。この認識のもとに、次のように続けている。

「現在の若い女性は被害者意識にとられる必要はない。好むと好まざるとにかかわらず、十年後二十年後、社会はさらに変化し、女性と男性のあり方も変わるのは必至である。いま女性に必要なのは、それらの変化に対応できるだけの活力と、主体的に人生を選び取る選択眼ではなかるうか。」

彼女が、三十年前に書いたとおり、実際に「社会はさらに変化し」、その中で彼女自身が見事に自らの「人生を選び取った」ことは間違いない。

一般に差別告発的なスタンスは、被害者意識を増幅させるばかりで、プラスのエネルギーをもたらすことは少ない。彼女が「学生時代にポーヴォワールの『第二の性』を読み始めたけど、気が滅入るばかりで途中で読むのを止めた」と言っていたのを記憶している。『女性の品格』だけしか読んでない人でも容易にわかると思うが、彼女は大変な読書家である。そのような人がなぜ途中で読むのをやめたのかは、『女性は挑戦する』を読んだ筆者にはとてもよく理解できる。

### 「男女共同参画社会」の定義を確立

坂東眞理子氏は、1978年に初の政府版婦人白書を公表すると間もなく、公務員の在外研修でカナダに出発した。キャリア官僚の常として、同じ部署で長く仕事を続けるということはない。カナダ政府部内に席を置き半年ほど過ごして帰国した後は、総理府内のいろいろなポジションを経験しているし、経済企画庁へも出向したり、ハーバード大学の客員研究員(フェロー)にもなっている。

そのようにして、十数年の歳月が流れ、彼女は1993年に再び婦人問題担当室に、今度は「室長」となって戻ってきた。ここで、大きな仕事を残している。

1975年以来「婦人問題担当室」は、総理府の庁舎内に物理的な室はあっても、総理府本府組織令という総理府の内部組織を定めた政令には全く記されないまま十数年が経過していた。このように事実上恒久化した政府組織が政令に根拠を持たないということは、極めて変則的なことであり、正式にはその存在が認知されていないとも取られかねない。

1994年6月に、これを「男女共同参画室」という名称に変えて、初めて総理府本府組織令に位置づけたのである。正に、公務員としての彼女の功績である。同政令第11条の2に「男女共同参画室」が明記され、その第1項で「男女共同参画社会」が「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。この定義は、彼女から聞いたところによると、彼女自身が内閣法制局の担当参事官との間で協議して確定したと

のことである。

ちなみに、ずっと後の 1999 年になって、「男女共同参画社会基本法」が国会で成立しているが、その法律による「男女共同参画社会」の定義も、このときの政令の定義を完全に踏襲しており、今では法律上の定義ともなっている。

なお、「男女共同参画室」という名称について、当時の坂東眞理子室長は「女性問題は女性だけが頑張っても限度がある。これからは男性も巻き込んで共にやっっていこうというのが新しい室名の趣旨」と新聞で語っていた。

1975 年当時「婦人問題担当室」と総理府が名づけたために、都道府県や、市区町村も、その担当部署に最初は「婦人」と冠し、やがて「婦人」という語が古いとの批判を受けると、「女性」と冠していた。しかし、例えば「女性担当室」というところから発せられた文書を男性がそもそも見るだろうか。その文書の内容うんぬんの以前に「男には関係ない」と見もされないのではないか。このような事情を考えれば、「婦人問題担当室」という名称を「男女共同参画室」に変えた点にも、彼女の行政官としての英知がうかがえる。

果たせるかな、この変更によって、ほとんどの都道府県や市区町村が、タイムラグはもちろんあったが、次々にこの「男女共同参画」に変えて行った。国であれ、県であれ、市町村であれ、「男女共同参画室」から発せられた文書となれば、男性だって全く関係ないとは思わず、読んでみることになるわけで、実に巧みな命名である。

### 再び男女共同参画行政を主導

行政官は、優秀と目されれば、出身省庁など離れて幅広く異動もする。初代の男女共同参画室長となった坂東眞理子氏は、やがて埼玉県から請われて副知事に就任した。そして、次には外務省から声がかかって、女性初の総領事として、オーストラリアのブリスベンに赴く。このように全く種類の異なる仕事を上手にこなせるのが、キャリア官僚の強みでもあるが、彼女が古巣の総理府に戻ってきて程なく、2001 年 1 月の中央官庁の改組再編を迎える。

このときの改組再編は、肥大化した中央官庁の組織を絞り込むことに重点が置かれたもので、省庁の数を減らすと共に、本省の「局」も総数 116 から 96 に減らされた。ところが、この際に唯一「室」から「局」に昇格したのが「男女共同参画局」であった。当時の政府が、男女共同参画行政を重視していたことの証左であるが、もし「室」のままであれば、彼女は既に室長よりも高い地位にまで達していたので、再び男女共同参画行政を率いることはあり得なかった。ところが、実にタイミングよく「局」になったものだから、彼女が初代の男女共同参画局長に任ぜられて、またもや、この行政を主導することになった。ちなみに、このとき、総理府も拡大し「内閣府」と称するようになったので、正式には「内閣府男女共同参画局長」に就いたわけである。

以前に 2 度も経験した分野で、本省局長という高官のポストを得て、彼女が存分に力を発揮したことは言うまでもないが、その詳細は、退官後間もない時期に書かれた著書『男

女共同参画社会へ』(勁草書房、2004年)で、彼女自身がしっかりと記しているのに、関心のある方は、ぜひ参照されるとよいだろう。

その本を読まれると、実にたくさんの仕事をなしたことがわかるが、ここでは、今後の日本社会全体に大きな影響を与えるとの観点から、筆者が最大の功績と考えるものを、一つだけ記すに止めたい。それは、2003年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%に」との達成期限付きの数値目標を政府の公式の意思として打ち出したことである<sup>(2)</sup>。

これは、もちろん、当時の福田康夫内閣官房長官(男女共同参画担当大臣兼務、後の内閣総理大臣)の理解があったからこそできたことではあるが、やはり担当大臣にそこまで決断させた彼女の大きな功績である<sup>(3)</sup>。筆者も、当時これを報じた新聞記事を見て、その画期的な数値に正直驚き、さっそく授業で学生に伝えたことを憶えている。しかし、今では当然のごとく、政府の男女共同参画基本計画<sup>(4)</sup>にもそのまま位置づけられているし、最近では、福田内閣の下で、この目標達成のために、特に遅れている分野での当面の推進目標もたてられている<sup>(5)</sup>。

## おわりに

『女性の品格』が大ベストセラーになったせいで、その著者である坂東眞理子氏の名は広く世間に知れ渡った。しかし、この本しか読んでいないと、彼女が「男女共同参画社会」実現への道筋をつけるために、三度にわたって、そのときどきに、行政官として如何に力を尽くしたかは、ほとんど見えてこない。

本稿では、その方面での一端を記すことにより、『女性の品格』の著者のまた違った側面を伝えたいと思った次第である。

(いけぎ きよし・本学教授)

## [注]

(1) 一般向けに市販された総理府編『婦人の現状と施策』(ぎょうせい、1978年)におけるページ数。

(2) 内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日決定)

(3) この間の経緯は、坂東眞理子著『男女共同参画社会へ』(勁草書房、2004年)の62ページ以下に詳しく記されている。

(4) 「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)

(5) 内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラムについて」(平成20年4月8日決定)